

利用者負担額(保育料) 階層表

○教育標準時間認定(1号認定) ※幼稚園・認定こども園[幼稚園部分]

令和元年10月から、利用者負担額は「0円」となりました。

○保育認定(2号認定・3号認定) ※保育所(園)・認定こども園[保育所部分]

令和元年10月から、3歳児(年度初日の年齢)以上の利用者負担額は「0円」となりました。

<3歳未満児(年度初日の年齢)階層表> ○多子と階層による軽減表

階層区分		利用者負担月額 (単位:円)		階層区分	第2子	第3子 以降
		標準時間	短時間			
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0		第1階層	-	-
第2階層	市民税非課税世帯	0		第2階層	-	-
第3階層 第4階層 第5階層 第6階層 第7階層 第8階層 第9階層 第10階層 第11階層 第12階層 第13階層	市民税所得割額	10,000円未満	9,000	第3階層 第4階層 第5階層 第6階層 第7階層 第8階層 第9階層 第10階層 第11階層 第12階層 第13階層	多子カウント年齢制限なし※	多子カウント年齢制限なし※
			8,900			
		10,000円～ 25,000円未満	14,000			
			13,800			
		25,000円～ 48,600円未満	19,000			
			18,800			
		48,600円～ 57,700円未満	22,000			
			21,700			
		57,700円～ 70,000円未満	22,000			
			21,700			
		70,000円～ 97,000円未満	24,000			
			23,600			
		97,000円～ 135,000円未満	30,000			
	29,600					
135,000円～ 169,000円未満	36,000					
	35,500					
169,000円～ 213,000円未満	39,000					
	38,400					
213,000円～ 301,000円未満	40,000					
	39,400					
301,000円～ 397,000円未満	43,000					
	42,300					
397,000円以上	45,000					
	44,300					

※多子カウント年齢制限なし: 生計を一にし監護することもについて、年齢に関わらず多子カウントの対象とする。

◆母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)

階層区分		利用者負担月額
第2階層	市民税非課税世帯	0
第3階層	10,000円未満	4,000
第4階層	10,000円～ 25,000円未満	6,500
第5階層	25,000円～ 48,600円未満	6,500
第6階層	48,600円～ 70,000円未満	9,000
第7階層の一部	70,000円～ 77,101円未満	9,000

※生計を一にし監護する第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料。

【多子世帯の減額】

小学校就学前のお子様が2人以上いる場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数えます。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

第1子が卒園した場合は、それまで第2子だったお子様を第1子と数えます。

(※ただし、下記世帯の場合は年齢に関係なく最年長を第1子と数える。)

【所得による減額】

市民税所得割額が169,000円未満で第2子以降が3歳未満(年度初日の年齢)の場合、第1子の年齢に関わらず、第2子以降が無料となります。